

向陽高等学校  
「いじめ防止対策基本方針」

「いじめ防止対策推進法」

1. 基本方針（目指す生徒像）

- (1) 本校に在籍する全ての生徒が夢の実現に向け努力できる「安全・安心」な環境を整えるため、学校生活を通して集団の一員としての自覚や責任を芽生えさせる。同時に規範意識を醸成し、思いやりの心を育み、互いを認め合う人間関係を構築することで、いじめの未然防止につなげる。
- (2) いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を中心に全職員で対応し、いじめを隠蔽することなく再発防止に全力で取り組む。また、関係する生徒の責任追及や処罰を目的として指導するのではなく、学校が教育機関であることを踏まえ、関係者の良好な人間関係の構築に全力で取り組む。
- (3) いじめは、いつでも、何処でも起こりうるとの認識にたち、日頃からいじめ防止に全力で取り組む。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめ防止に対する取組

(1) 教職員の取組み

- ① いじめ問題に関する職員研修会の開催
- ② 携帯電話・スマートフォン等のSNSに関する研修会の開催
- ③ 「特別支援教育・教育相談」に関する研修会の開催
- ④ 特別支援教育委員会の開催と対象生徒への支援
- ⑤ 教育相談委員会の開催と悩みを持つ生徒への支援
- ⑥ 人権教育の充実
- ⑦ 規範意識の醸成や思いやりの心を育てる道德教育の充実
- ⑧ 学校行事をとおした責任感や協調性の育成

(2) 生徒の取組

- ① 人権にかかる標語の作成と宣言並びに啓発活動
- ② 生徒会活動（各種委員会）の活発化による魅力ある校風づくり
- ③ 生徒会執行部・各種委員会や部活動生によるあいさつ運動
- ④ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における啓発活動
- ⑤ 「高校生さわやか運動」における啓発活動

(3) 保護者の取組

- ① 育友会総会等でのいじめ問題に対する啓発
- ② 育友会広報誌（かろよん）による呼びかけ
- ③ 育友会総会時における研修会の実施
- ④ 部活動支援による生徒会との連携

3. いじめの早期発見に対する取組

(1) 教職員の取組み

- ① 定期的な「意識・いじめ」調査の実施
- ② 定期・不定期の二者面談・三者面談の実施
- ③ 教育相談部による相談活動の充実（各種心理検査の活用）
- ④ スクールカウンセラーによる面談の実施
- ⑤ 教育相談便りの発行による啓発
- ⑥ 各種相談窓口の周知(24時間子どもSOSダイヤル、親子ホットライン等)
- ⑦ 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめ問題への取組についてのチェックシート」等の有効活用

(2) 保護者の取組

- ① 担任・相談部職員・部活動顧問との連携
- ② 「いじめのサイン発見シート」の活用

学校いじめ防止基本方針 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

～学校は、児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 ～当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、～啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

人材の確保及び資質の向上 第18条

2～教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修会の実施～資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない

インターネット～ 第19条

～インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう～必要な啓発活動を行うものとする。

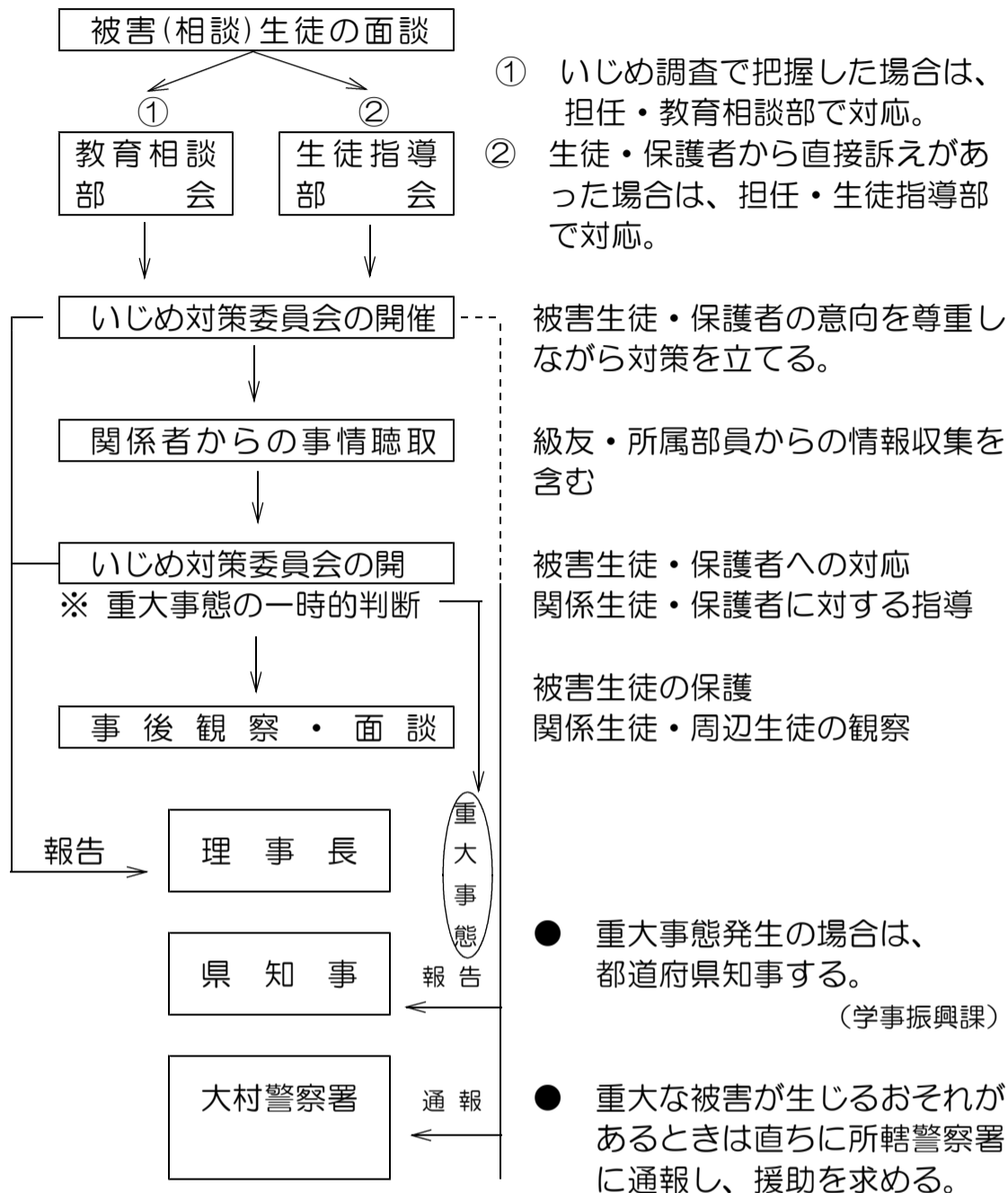
いじめの早期発見のための措置第16条

～学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、～児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

3 ～教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）を整備するものとする。

4. いじめに対する措置

いじめが確認された場合、被害生徒や相談者の安全を確保しつつ、関係者とされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導し、問題を解決するために以下の要領で対応していく。



5. 組織

いじめに関する諸問題に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置し、防止に向けた取り組み、いじめ認識後の対応、被害生徒・関係生徒への措置等に関し中心となって進める。なお、委員会のメンバーは以下のとおり。

校長	副校長	教頭	生徒指導部長
教育相談部長	教務部長	生徒会指導部長	養護教諭
関係学科長	関係担任	関係部顧問	
学園学監	学園評議員	育友会代表	スクールカウンセラー
※ 外部専門家は必要に応じて参加			
相談役	学園顧問弁護士		

6. 育友会・関係機関との連携

- ① 育友会
- ② 大村警察署
- ③ 子ども未来課
- ④ 大村市教育委員会
- ⑤ 関係中学校
- ⑥ 児童相談所

7. いじめ対策基本方針は、必要に応じていじめ対策委員会において見直しを行い全職員及び関係者に周知する。

いじめに対する措置 第23条

2 学校は、～児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、～設置者に報告するものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携しこれに対処するものとし、～重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

重大事態への対処 第28条

～設置者又は学校は、学校の下に組織を設け、質問票の使用～事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【重大事態とは】

- 1. 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 2. 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

対策のための組織 第22条

学校は、～当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織をおくものとする。

保護者の責務（いじめ防止対策推進法）

保護者は、子の教育について第一義的児童等がいじめを行うことがないよう、の指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。